

9月から市税等のスマートフォン決済を始めます！



問／収納課 ☎463-2040

9月1日からスマートフォンアプリ（PayPay・LINE Pay・PayB）で市税等の支払いができるようになります。市役所や金融機関、コンビニエンスストアに出向くことなく、「いつでも」「どこでも」納付ができます。

利用できる市税等

- ・市県民税（普通徴収）
- ・介護保険料
- ・固定資産税・都市計画税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

利用できない納付書

- ・バーコードがない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・バーコードの取扱期限が過ぎている納付書
- ・1枚当たりの金額が30万円を超える納付書

利用の流れ（イメージ）

アプリによって利用の流れが異なりますので、詳細は各アプリ公式ホームページをご確認ください。



※決済時の手数料は無料ですが、通信料などは利用者負担になります。
※一度手続きした納付済みの納付書は再度使用しないようご注意ください。

◆その他の納付方法◆

◆口座振替◆

指定された預貯金口座から各納期限日に税額を自動的に引き落として納税できる便利な制度です。

翌年度以降も自動継続されます。

納付忘れもなく安心確実！



◆クレジットカード納付◆

パソコンやスマートフォンを利用して「朝霞市税 納付サイト」からクレジットカードで納付できます。

（介護保険料・後期高齢者医療保険料を除く）
※別途システム利用料がかかります。



重要！

◆領収書について

スマートフォン決済、口座振替、クレジットカード納付では領収書が発行されませんので、領収書が必要な方は納付書の裏面に記載されている納付場所で納付してください。

◆車検用納税証明書について

軽自動車税（種別割）を納期限内に完納された場合に限り、車検用（継続検査用）納税証明書を6月中に収納課から発送します。ただし、車検用（継続検査用）納税証明書がすぐに必要な場合は、スマートフォン決済、口座振替、クレジットカード納付はご利用なさらず、納付書の裏面に記載されている納付場所で納付してください。